

令和6年度 第2回 滋賀県地域医療対策協議会 次第

日時：令和6年12月26日（木）10時～12時

場所：滋賀県危機管理センター2階 災害対策室5・6
(Web併用開催)

1 あいさつ

2 議 事

- (1) 自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムの策定について
- (2) 医学生修学資金の貸与年次の拡大について（報告）
- (3) 医師臨床研修マッチング結果について（報告）
- (4) 奨学金等被貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関（案）について
- (5) その他

滋賀県地域医療対策協議会 委員名簿

委員任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日

(敬称略)

区分	機関・団体、役職等	氏名	出欠	備考
1 ①特定機能病院	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院 院長	田中 俊宏	出席（来場）	副会長
2 ②（独）国立病院機構 ③（独）地域医療機能推進機構	地方独立行政法人公立甲賀病院 理事長・院長	辻川 知之	出席（Zoom）	
3 ④地域医療支援病院 ⑤公的医療機関 ⑥臨床研修病院	長浜赤十字病院 院長	楠井 隆	出席（Zoom）	
4 ⑦社会医療法人	社会医療法人誠光会淡海医療センター 理事長・院長	北野 博也	出席（来場）	
5 ⑧民間病院	公益社団法人滋賀県私立病院協会 会長 (医療法人弘英会琵琶湖大橋病院 理事長・院長)	小椋 英司	出席（来場）	
6 ⑨診療に関する学識経験者の団体	一般社団法人滋賀県医師会 会長	高橋 健太郎	欠席	
7 ⑩大学その他の医療従事者の養成に関係する機関	国立大学法人滋賀医科大学 学長	上本 伸二	出席（来場）	
8	国立大学法人京都大学医学部附属病院 院長	高折 晃史	出席（Zoom）	
9	京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院 院長	佐和 貞治	出席（Zoom）	
10 ⑪地域の医療関係団体	一般社団法人滋賀県病院協会 会長 (社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院 院長)	三木 恒治	出席（来場）	会長
11	滋賀県在宅医療等推進協議会 委員 (滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会 会長)	駒井 和子	出席（Zoom）	
12	公益社団法人日本精神科病院協会滋賀県支部 支部長 (医療法人明和会琵琶湖病院 理事長・院長)	石田 展弥	出席（Zoom）	
13 ⑫関係市町	滋賀県市長会（甲賀市長）	岩永 裕貴	欠席	
14	滋賀県町村会（日野町長）	堀江 和博	欠席	
15 ⑬地域住民を代表する団体	滋賀県地域女性団体連合会 常任理事	山 和美	出席（Zoom）	
16	滋賀子育てネットワーク 代表	鹿田 由香	欠席	
17 その他知事が認める者	滋賀医科大学 地域医療教育研究拠点 准教授 ((独) 地域医療機能推進機構滋賀病院 乳腺外科・乳腺センター部長)	梅田 朋子	出席（来場）	
18	彦根市立病院 小児科 主任部長	西島 節子	出席（Zoom）	
19	一般社団法人滋賀県医師会 理事 (きびきクリニック 院長)	木築 野百合	欠席	
20	大津市保健所 所長	中村 由紀子	出席（Zoom）	
21	医療法人滋賀家庭医療学センター 弓削メディカルクリニック 理事長	雨森 正記	出席（来場）	
22	滋賀県医師キャリアサポートセンター 専任医師	佐藤 知実	出席（来場）	
23 県職員	滋賀県首席参事（統括保健師）	宇野 千賀子	出席（来場）	

※①～⑬は、医療法で定められた協議会構成員の区分

配席図



三木恒治
会長

報道席
傍聴席

田中俊宏
委員
北野博也
委員
小椋英司
委員
佐藤知実
委員

上本伸二
委員
雨森正記
委員
梅田朋子
委員
宇野千賀子
委員

《事務局》

健康医療福祉部 健康医療福祉部 健康医療福祉部
切手次長 山田部長 奥山次長



関係職員（医療政策課）

以下の委員は、オンラインで出席

- ・楠井隆委員 ・辻川知之委員 ・高折晃史委員
- ・佐和貞治委員 ・駒井和子委員 ・石田展弥委員
- ・山 和美委員 ・西島節子委員 ・中村由紀子委員

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムの策定について

健康医療福祉部医療政策課

キャリア形成プログラム策定の目的

キャリア形成プログラムとは

医療法および医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発および向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいう。

医師不足・地域偏在是正

&

医師の能力開発・向上

県は、大学や臨床研修・専門研修責任者等とともに、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師（以下「対象医師」という。）の地域医療に従事する意識を涵養し、対象医師の意見を聴取した上で、養成課程や研修課程等を支援する計画を検討することとし、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを策定するものとする。

- ・ 県は、対象医師の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用する。
- ・ 対象医師は、義務を満了するよう真摯に努力する。

	自治医科大学卒業医師	地域枠医師
対象	令和元年度以降に自治医科大学に入学した者（現6年生）	平成30年度以降に奨学金・修学資金の貸与を開始した者
適用期間	原則9年間	9年間or6年間
策定状況	未策定	策定済み（R7.3改定予定）

自治医科大学卒業医師を対象としたキャリア形成プログラムを策定する必要がある。



1 設立

⇒ 医療に恵まれない地域に自ら進んで貢献する医師を養成することを目的として全国の都道府県の共同により設立（栃木県下野市）

自治医科大学医学部のミッション（使命）

「医療の谷間に灯をともす」

1. 医の倫理に徹し、医師としてのプロフェッショナリズムと豊かな人間性をもった人格の形成に力を注ぐ。
2. 高度な医学知識と実践的な研究能力を涵養し、常に進歩しつづける医学の様々な分野に対応できる総合的な臨床能力を備えた医師を育てる。
3. 医療にめぐまれない地域で進んで医療に挺身し、地域のリーダーとして必要な教養と資質を備え、社会の進歩に貢献する気概を持った医師を育てる。

2 学費

⇒ 入学金・授業料が実質不要（条件を満たすと全額免除となる修学資金を貸与）

3 他大学と異なる特徴

⇒ 各都道府県から総合医を目指す学生2～3名が入学（入学定員123名（令和6年度））

4 国試合格率

⇒ 全国第1位（100%（2024年））（直近12年間で11回の合格率全国第1位）

5 卒業後

⇒ 出身都道府県の公務員（医師）として地域医療に9年間従事



自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム策定 スケジュール

事務局にて「自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム（原案）」を作成

令和6年10月30日～11月22日

原案に対する意見照会（自治医科大学卒業医師、在學生など）

→ 8件の意見あり（4～6頁）

→ 意見を踏まえ、事務局にて 自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム（案）（資料1-2） を作成

令和6年12月26日（木）

滋賀県地域医療対策協議会にて 「自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム（案）」 を提示・協議

令和7年1月以降

- ・自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムの策定
- ・在學生への説明、同意書の徴取

提出された意見とそれらに対する本県の考え方①

第2章 基本的事項

NO	頁	意見の概要	本県の考え方
1	2	<p>甲賀医療圏には無医地区が2箇所あり、医師数も他圏域に比べると少ないが、臨床研修修了後の派遣先として公立甲賀病院が含まれていない。</p> <p>同病院はへき地拠点病院として指定されていないが、甲賀圏域で内科等の研修ができる唯一の病院であり、地域の中核を担っていることから、内科や総合診療の研修を勧める方針であれば、派遣先として検討いただきたい。</p>	<p>公立甲賀病院は地方独立行政法人であることから表中に含めておりませんでした。公立病院であることに変わりはないため、ご意見のとおり、同病院を表に含めることとします。</p>
2	2	<p>臨床研修修了後の派遣先について、長浜赤十字病院も含めるべきではないか。</p> <p>同病院は湖北の医療を担う中核病院であり、地域医療で多彩な症例に対応できるように研修を積むためには、症例数の多い三次救急も派遣先として考慮いただきたい。</p> <p>直近の自治医大の義務年内の派遣先では、長浜赤十字病院にも派遣の前例もある。（市立長浜よりも派遣されている。）市立長浜病院の医師が減っているのであれば、自治医大生で補充するのではなく、日赤・市立長浜病院間での調整を検討してほしい。</p>	<p>対象医師の意向等を踏まえ、義務年限内に長浜赤十字病院へ派遣するケースもありますが、基本的には公立病院への従事を優先するため、公的病院である長浜赤十字病院は表中に含めないこととします。</p>

提出された意見とそれらに対する本県の考え方②

第3章 義務年限中の勤務

NO	頁	意見の概要	本県の考え方
3	3	<p>義務年限内で、原則半分以上はへき地での診療をするという暗黙の了解があったが、今後はその限りではないということか、明記されたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(※) 自治医科大学医学部修学資金貸与規程 第7条 学校法人は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。 (1) 大学を卒業した後、直ちに、学校法人が修学生の第1次試験地の属する都道府県の知事の意見を聴いて指定する公立病院等（以下「指定公立病院等」という。）に勤務し、かつ、引き続いて医師として勤務した期間が、修学資金を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき（<u>その勤務期間の2分の1の期間は、知事が指定するへき地等の指定公立病院等に勤務するものとする。</u>） (2) 以下略</p> </div>	<p>義務年限期間の2分の1の期間を知事が指定するへき地等の指定公立病院等で勤務することは、暗黙の了解ではなく、自治医科大学医学部修学資金貸与規程第7条に規定されています。(※) そのため、本プログラムについては、当該規定に基づき運用してまいります。</p>
4	3	<p>「なるべく希望を聞くが、希望に添えないこともある」との記載がいくつか見られる。全体的にくどい印象を受けるため、冒頭での記載にとどめて、文章を減らしてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しました。</p>
5	3	<p>現状、湖北病院や信楽中央病院の勤務は内科専門医のプログラムに乗れない。内科と総合診療科別々でのキャリアコースを提示されたい。</p>	<p>地域医療に従事しながら内科の専門研修を履修することが現実的に困難であるため、内科のキャリアコースを削除し、3年目から専門研修の履修が可能である診療科を総合診療のみとしました。</p>

提出された意見とそれらに対する本県の考え方③

第3章 義務年限中の勤務

NO	頁	意見の概要	本県の考え方
6	3	<p>卒後3～5年と6年目以降で分けて記載している理由がわからない。専門医取得前・後で分けているのなら、下記のように、内科・総診とそうではない場合とで分けて記載するのはどうか。</p> <p>(2) 卒後3～5年 内科・総診は優先して専門医が取れるように配慮。 その他の専門科を希望する場合は、地域医療に従事することを優先。</p> <p>(3) 6年目以降 内科・総診は引き続き地域医療に従事。その他の科は可能な範囲で専門科に行けるように配慮するが、義務年限中に専門医の資格を取得できない場合がある。 内科・総診でも義務年限中に内科専門医・総合診療専門医が取れるとは限らないとの文言をいれるのであれば、卒後の期間を分けて記載しない方がよい。</p>	ご指摘を踏まえ、記載を修正しました。
7	4	<p>コースモデル2の「内科・総合診療」が、後期研修を指しているのか、プログラムには乗らない期間での地域医療を指しているのかが分かりにくい。</p> <p>「専門研修」を「後期研修」に、「内科・総合診療」を「地域医療」や「一般内科」に修正した方がわかりやすいのではないか。</p>	ご指摘を踏まえ、記載を修正しました。 一方で「後期研修」については、新専門医制度導入以後「専門研修」として一般的に呼称されていることから、本プログラムにおいては「専門研修」と記載することとします。
8	4	<p>コースモデル2では卒後3年～9年の間、専門研修と記載されているが、内科の場合はサブスペシャリティまで取得できると解釈してしまう。(内科の基本領域は通常3年で取得できる。後期研修終了後も、専門的な研修(循環器内科でカテーテル治療ができる病院での研修など)ができるように受け取れてしまう。)</p> <p>3～5年：後期研修、6年目以降：地域医療と分けて書いた方がわかりやすいと思う。</p>	ご指摘を踏まえ、内科を対象としたコースモデルを削除しました。 また、コースモデル2(総合診療専門医取得型)では3年目から専門研修の履修を可とするため、3～9年目までを「地域医療に従事しつつ、専門研修を履修」と記載しました。

1
2
3 滋賀県自治医科大学卒業医師
4 キャリア形成プログラム
5 (案)
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

25 滋賀県健康医療福祉部医療政策課

26 令和〇年〇月策定

1 キャリア形成プログラムの概要

- 1 ○ 平成30年(2018年)7月25日に改正された医療法の規定に基づき、都
2 道府県は「医師が不足している地域における医師の確保に資するととも
3 に、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的と
4 した計画(キャリア形成プログラム)」を定めることとされました。
5 ○ この医療法の改正を受けて、自治医科大学を卒業した医師がキャリアを
6 形成しながら自治医科大学医学部修学資金貸与制度に係る義務が果たせる
7 よう、必要事項を整理し、キャリア形成プログラムとしてまとめました。
8
9

2 基本的事項

(1) 適用対象者

- 10 ○ このプログラムは、自治医科大学を卒業し、滋賀県職員として採用され
11 た医師に対して適用します。
12

(2) 対象期間

- 13 ○ プログラム対象期間は、自治医科大学医学部修学資金(以下「修学資
14 金」という。)の返還免除要件を達成するまでの期間(以下「義務年限」
15 という。)とし、修学資金の貸与期間に1.5を乗じた期間となります。
16 (例:通常の貸与期間6年×1.5倍=9年。留年2年の場合は8年×1.5
17 倍=12年)
18

(3) 対象期間中の派遣先

- 19 ○ 義務年限中は、地方自治法等に基づき、県が人事権を有した上で滋賀県
20 知事が定める公立病院等(以下「指定公立病院等」という。)へ派遣する
21 こととします。(義務年限終了後に引き続き滋賀県職員として勤務する場
22 合も同様。)
23 ○ 臨床研修修了後(卒後3年目以降)は、原則として下記の指定公立病院
24 等の中から、当該病院の医師不足状況等と対象医師の意向を調整した上
25 で、各勤務先での就業期間も含めて、県が決定します。なお、県全体の医
26 師不足の状況等により、下記以外の公立・公的医療機関に派遣する場合も
27 あります。
28

圏域名	市町村名	指定公立病院等
甲賀	甲賀市	甲賀市立信楽中央病院、公立甲賀病院
東近江	近江八幡市	近江八幡市立総合医療センター
湖東	彦根市	彦根市立病院
湖北	長浜市	市立長浜病院、長浜市立湖北病院
湖西	高島市	高島市民病院

3 義務年限中の勤務

1 (1) 卒後1～2年目

- 2 ○ 自治医科大学卒業後の2年間は、以下に掲げる滋賀県内の臨床研修病院
3 のいずれかで臨床研修を受けます。
4 ○ 臨床研修病院は、医師本人の希望等を踏まえた上で、個別に決定しま
5 す。

圏域名	市町村名	臨床研修病院名
大津	大津市	市立大津市民病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部 附属病院、地域医療機能推進機構滋賀病院
湖南	草津市	淡海医療センター
	守山市	滋賀県立総合病院
	栗東市	済生会滋賀県病院
甲賀	甲賀市	公立甲賀病院
東近江	近江八幡市	近江八幡市立総合医療センター
	東近江市	東近江総合医療センター
湖東	彦根市	彦根市立病院
湖北	長浜市	市立長浜病院、長浜赤十字病院
湖西	高島市	高島市民病院

6 (2) 卒後3～5年目

- 7 ○ 臨床研修修了後は、「へき地等の医療の確保および向上のために高度な
8 医療能力を有する総合医を養成する」とした自治医科大学の建学の趣旨に
9 則り、指定公立病院等において総合診療をはじめとする地域で必要とされ
10 る医療（以下「地域医療」という。）を担う医師として、業務に従事しま
11 す。
12 ○ 専門医の取得について、専門研修プログラムへの登録は本人の意思によ
13 るものとしませんが、総合診療専門医の取得を希望する場合は、できる限り
14 勤務先等に配慮したうえで配置調整を行います。
15 ○ その他の診療科の専門医の取得については、地域医療に従事することを
16 優先するため、勤務先等の配慮は原則として行いません。
17

18 (3) 卒後6年目以降

- 19 ○ 専門医の取得について、総合診療以外の診療科を含め、県内の医師の地
20 域偏在および診療科偏在の実情に即しており、かつ、県の派遣ルールに沿
21 った勤務が可能である場合は、勤務先等の配慮を行います。
22 ○ ただし、医師不足状況によっては、専門研修中であっても地域医療への
23 従事を優先するため、義務年限中に専門医資格を取得できない場合があり
24 ます。
25

1
2 (4) コースモデル

- 3 ○ 卒後3～5年目は地域医療に従事し、卒後6年目から専門医の取得を目
4 指す場合を「基本型」とし、例示します。(コースモデル1)
5 ○ 卒後3年目から総合診療の専門医取得を目指す場合を「総合診療専門医
6 取得型」とし、例示します。(コースモデル2)
7

8 <コースモデル1 (基本型) >

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		指定公立病院等での勤務						
身分	滋賀県職員								
診療科	-		総合診療			総合診療のほか、県内で医師が不足している診療科			
診療内容	-		地域医療に従事			専門研修を履修(※1)			

9
10 <コースモデル2 (総合診療専門医取得型) >

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		指定公立病院等での勤務						
身分	滋賀県職員								
診療科	-		総合診療						
診療内容	-		地域医療に従事しつつ、専門研修を履修						

11
12 (※1) 総合診療以外の診療科については、県内の医師の地域偏在や診療科偏在の実情を
13 踏まえた上で、県の派遣ルールに沿った勤務が可能である場合に限り専門医取得に配
14 慮。ただし、義務年限中に専門医資格を取得できない場合あり。

15 (※2) 上記コースモデルはあくまで例示であるため、県内の医師の不足状況や対象医師
16 が考えるキャリアの方向性を踏まえ、個人に応じてキャリア形成プログラムを適用。

4 キャリア形成プログラムの一時中断（修学資金の返還猶予）

○ 以下のような場合には、申請によりキャリア形成プログラムを一時中断することができます。その間、修学資金の返還は猶予されますが、返還免除の要件を満たす時期は遅くなります。

・ 育児や介護、災害、疾病、負傷等により医師の業務に従事できないとき
（※）産前・産後の休暇期間は義務年限に算入されます。

○ 自治医科大学大学院への進学を希望する場合は、必要に応じて進学を認めますが、大学院での在学期間はキャリア形成プログラムの一時中断の扱いとなるため、修学資金の返還は猶予されるものの、返還免除の要件を満たす時期は遅くなります。

5 卒業医師に対するキャリア形成支援

○ 対象医師に対しては、キャリア形成の視点から、県が定期的に（年1回）面談を行うとともに、随時相談等にも対応します。面談では、各医師が考えるキャリア形成の方向性について確認し、医師一人ひとりに合わせた支援を行います。

なお、キャリア形成の支援にあたり、事前に意思共有を行うため、義務年限中に専門研修プログラムに登録する場合は、登録前に県まで相談してください。

○ 義務年限中に他県で勤務する期間のある（結婚協定）医師については、相手県と協力しながら、キャリア形成を支援します。

○ その他、ご不明な点等ありましたら、下記にお問い合わせください。

<問合せ先>

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部医療政策課 医療人材確保係

電話:077-528-3613 Mail:ef00080@pref.shiga.lg.jp